



遠野市新型コロナウイルス感染症経済対策事業

遠野市商工業再生 持続化補助金のお知らせ

遠野市内の中小企業、小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために新製品・新サービスや生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

【補助対象者】

遠野市内に事業所(住所)を有する中小企業、小規模事業者等

(交付対象者の条件)

- ① 遠野市内に事業所を有すること。
- ② 認定支援機関の支援を受けていること。
- ③ 令和2年2月以降、従業員を解雇していないこと。(ただし、自己都合による退職は除く。)
- ④ 市税(法人市民税又は固定資産税)を納税し、かつ、市税の滞納をしていないこと ほか

【補助金の交付対象、補助要件、補助率等】

[補助対象となる設備投資]

令和2年6月から令和2年12月までの期間に取得する償却資産(中古資産は対象外)

[補助率及び補助上限額]

事業区分	補助率、上限額等	特記事項
E型補助 環境負荷低減につながる設備投資を支援	2/10 以内 (上限 100万円) ※補助率の特例 環境対応車の取得の場合 定額 (1台 10万円)	市環境基本計画の基本目標5の推進に寄与 償却資産 ・環境負荷低減は、市環境基本計画の基本目標5の個別目標(2)の施策に係るの取得のみ ・自動車の場合は、エコカー減税対象の環境対応車のみ
S型補助 地域の雇用確保又は域内取引拡大等の域内循環に資する設備投資を支援	2/10 以内 (上限 500万円) ※補助率の特例 先端設備導入計画認定企業の場合 補助率 1/2 以内 (上限 500万円 + 従業者数× 10万円)	遠野市事業所設置奨励条例(補助率 2/10)を基本にしつつも、補助要件(1,000万円以上の設備投資、新規雇用)を事実上緩和する。 また、有効求人倍率の低下に対応し雇用維持を図るため、補助上限額に従業者数を盛り込む。
G型補助 事業承継による新分野開拓に伴う設備投資を支援	2/10 以内 (上限 100万円) ※補助率の特例 先端設備導入計画認定企業の場合 補助率 1/2 以内 (上限 100万円 + 新事業× 100万円)	廃業抑制をめざし事業承継、事業統合を促進 ・代表権を有する現経営者が65歳以上で、年内に事業承継が予定されていること。 ・新商品・新サービスの開発・販売があること。

(注意) 償却資産の設備投資に、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」などの国の補助金や遠野市の「事業所設置奨励金」を活用している場合は、この補助金の交付を受けることができません。

[補助金申請のポイント]

- 国が示す新しい生活様式を踏まえ、WITHコロナ、AFTERコロナ期に対応するため、環境負荷低減、地域内循環、事業承継などの環境(environment)、社会(social)、企業統治(governance)要素を考慮したESG投資する補助制度です。
- 生産性向上特別措置法に基づく先端設備導入計画の認定を受けた場合は、補助率や補助上限額の特例が適用されます。
- 補助金申請の総額が予算額(6,000万円)に達した時点で、この補助制度は終了します。



詳しくは市HPへ